

6. 提出書類（児童一人に各1部ご提出ください。）

(1) 「支給認定申請書兼入園申込書」（※マイナンバー書類の提示必要）

※別添の記入例を参考にご記入ください。

(2) 世帯の課税状況が確認できる書類

- ・令和6年1月1日現在、新温泉町以外に住民登録をしていた方は、「支給認定申請のお知らせ」の【別表4】の書類の提出をお願いします。

※令和6年1月1日現在、新温泉町に住民登録をしていた方は必要ありません。

(3) 家族の就労状況等が確認できる書類（教育（1号認定）を希望する場合は必要なし）

- ・証明が必要になる方は、児童の両親と60歳未満の同居の祖父母等同居している扶養義務者全員です。
- ・就労状況等申立書（別添）（自営業・農業の方のみ民生委員児童委員の証明が必要）
- ・就労証明書（別添）
- ・その他「支給認定申請のお知らせ」の【別表2】の認定に必要な書類

(4) 保育料口座振替依頼書

- ・0～2歳児クラスに新規入園申し込みの方は、必ず提出ください。
※すでに令和6年度に入園されており、継続利用希望である方は必要ありません。
- ・振替可能な金融機関
但馬銀行、みなと銀行、但馬信用金庫、鳥取信用金庫、たじま農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

※(1)及び(3)の各様式は、町ホームページ等からダウンロードすることができます。

7. 入所承諾

令和7年2月に「支給認定通知書」「入所承諾書」を、3月下旬に「保育料決定通知書」を順次送付予定です。

8. 保育料

保育認定については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分により保育料が異なります。

保育料の額は保護者（生計の中心者が児童の父母以外の場合はその中心者も含む）の住民税の課税状況により区分した金額となります。

※保育料の納入方法は、原則として口座振替です。（月末までに残高確認をお願いします。）

※振替日は毎月月末（12月のみ25日）ただし、この日が休日の場合は、翌営業日です。

※3歳児から5歳児までの認定こども園、保育所等を利用する全ての子どもたちの保育料と給食費が無料となりました。

※0歳から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が無料の対象になります。

9. 入所承諾の取消し

虚偽の申込、その他不正な手段を用いて入所した場合、及び正当な理由なく保育料を支払わない場合は、入所承諾を取り消します。